ているが、起業者は、対策済みの１箇所を除き、現在対策の要否を含め詳細な検討、設計を行っており、その結果を踏まえ、必要に応じて対策を講ずることとしている。

なお、本件事業の建設位置については、上流案（申請案）及び下流案の２案による比較が行われている。両案を比較すると、湛水面積等は同程度であるものの、下流案に比べ申請案の方が、吾妻峡の主要部分である八丁暗がり等に与える影響が小さいこと、堤体の直上流に開けた地形があるために貯水効率が良いこと、堤頂長を短く、かつ堤体積を小さくできるため、事業費が低く抑えられることなどから、申請案の方が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、利根川水系の流域では幾度も洪水被害が発生していること、河川流量の減少により吾妻峡の景観や動植物の生息及び生育環境への影響が懸念されること、首都圏の水需要に対して十分な水量が確保されていないことなどから、利根川流域の洪水調節、吾妻川の流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の確保等のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県吾妻郡長野原町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字久森、大字横壁字西久保、字勝沼、字山根及び字観音堂、大字林字穐木、字立馬、字東原、字中棚、字中原、字勝沼、字宮原、字久森及び字下原、大字長野原字尾坂、字道木平、字東貝瀬、字嶋木、字町、字打越、字幸神、字向原、字古城跡、字橋場、字久々戸、字貝瀬及び字遠西並びに大字与喜屋字荻之平地内

○国土交通省告示第六百八十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第１項の規定により、本大臣が昭和三十七年建設省告示第二千二百四十二号、昭和四十三年建設省告示第五十五号、昭和五十三年建設省告示第千六百二十八号及び平成八年建設省告示第百四十号により施行していた地すべり防止工事を次のとおり完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第１号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　工事の区域

豊牧地すべり防止区域（昭和三十五年建設省告示第二百三号、昭和四十年建設省告示第二千五百六十二号、昭和四十二年建設省告示第三千四百三十八号、昭和五十三年建設省告示第千六百二十八号及び平成七年建設省告示第千三百九十七号）

二　工事完了の日

平成二十七年三月三十一日

○国土交通省告示第六百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県築上郡築上町大字上ノ河内一一三六番二から同県築上郡築上町大字上ノ河内七二一番六まで	前	最小 一一一	四八八
	後	最大 一〇八	
		最小 一一	
豊前市大字中村二九五番から同市大字久路土五三番三まで	前	最大 一九六	
		最小 一一	
	後	最大 一五六	六、二八六
		最小 一一	

○国土交通省告示第六百八十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東九州自動車道

供用開始の区間　福岡県築上郡築上町大字石堂四九九番七から同県豊前市大字永久五七八番一まで

供用開始の期日　平成二十八年四月二十四日十五時

○原子力規制委員会告示第一号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号並びに登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第十五条の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月二十二日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号	設計認証業務を行う事業所の削除 削除する事業所 名称　公益財団法人原子力安全技術センター西日本事務所 所在地 大阪府大阪市西区靱本町一丁目八番四号	平成二十八年四月二十二日

○原子力規制委員会告示第二号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録検査機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号並びに登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第二十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月二十二日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一